

【TOKYO MX 番組モニター申込書別紙】

TOKYO MX 番組モニター規約 (平成 29 年 2 月 13 日改定版)

※TOKYO MX 番組モニターとしてご回答いただく方にあらかじめご了承ください規約です。

第1条(総則)

1. この TOKYO MX 番組モニター規約(以下、「本規約」)は、TOKYO MX(以下、「当社」)と、
当社の番組モニター(以下、「番組モニター」)との間における権利義務関係を定めるものとします。
2. 番組モニターは本規約に同意し、これを遵守するものとします。
3. 規約に同意できない場合は番組モニターへの申込及び回答をご遠慮ください。
4. 当社は、番組モニターの事前の通知・承諾を要することなく本規約を変更することができ、
番組モニターは、変更後の本規約についても遵守するものとします。

第2条(回答)

1. 当社は、番組モニターに対し、申込書記載のモニター(契約)期間、当社の指定する当社番組に関する
ご意見・ご感想の回答作成・送付(以下、「本業務」といいます)を依頼し、番組モニターはこれを受託し
ます。当社は、番組モニターに対し、毎月、電子メールあるいはその他の手段で、ご意見・ご感想を回
答頂きたい具体的な番組を指示します。
2. 番組モニターは、当社の当該指示に従い、当社より配信する電子メール上で、あるいはその他の手段
で示されたインターネット上の報告書をダウンロードし、掲載されている所定の質問に対して当社の指
定する締切日までに、回答するものとします(以下、番組モニターが、本項に基づきモニター(契約)期
間中行う業務を、「個別業務」といいます)。
3. 回答、そのほか番組モニターから当社への問い合わせ・連絡などを、電話、ファックスまたは電子メー
ルその他の通信手段で行う場合に番組モニターに発生し得るインターネット接続料金、通信料金、
パケット使用料金など一切の費用は、番組モニターが負担するものとします。また、当社から番組モニ
ターへ調査協力依頼、連絡などを行うに際して発生する、受信に係るインターネット接続料金、通信料
金、パケット使用料金、ファックス用紙代などの一切の費用も番組モニターが負担するものとします。
4. 番組モニターは、誠実に回答し、回答が不可能となる特段の事情が無い限り、すべての項目に回答す
るものとします。

第3条(知的財産権の帰属・秘密保持義務・禁止事項等)

1. 本業務及び個別業務、又は番組モニターの回答に関連又は起因して発生する情報及び物件(有形無形を問いません)に関する著作権その他一切の知的財産権は、第5条の謝礼を対価として当社に譲渡され、当社に単独で帰属・保有するものとします。また、当社が番組モニターに提供することのある情報・文書・データに関する著作権その他一切の知的財産権は当社に留保され、当社から番組モニターに利用、実施又は使用の権利を与えるものではありません。疑義を避けるために付言すると、番組モニターは、第4条第1項で定義する回答データについて、著作権その他一切の権利を主張することができないものとし、当社は回答データを当社の判断で自由に選択、修正、編集、削除することができるものとします。
2. 番組モニターは、当社から受領した情報(有形無形や媒体を問いません)及び番組モニターとしての業務実施の過程で知り得た一切の情報(「秘」などの表示の有無を問いません)を秘密として保持し、手段の如何を問わず第三者への開示・漏洩を行ってはならないものとし、かつ本業務及び個別業務実施目的以外の目的で使用してはならないものとします。
3. 番組モニターは、以下の各号に該当する行為またはそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 法律、条例その他の法令に違反する行為
 - (3) 当社、他の番組モニターまたは第三者の著作権その他の権利を侵害する行為
 - (4) 他の番組モニターまたは第三者を誹謗、中傷する行為
 - (5) 他の番組モニターまたは第三者に不利益を与える行為
 - (6) 当社の事業の運営を妨害する行為
 - (7) 事実に反する事項を申込書又は回答に記載すること
 - (8) 当社が正当と認めた理由なく、回答の一部を空欄として回答すること
 - (9) 他人になりすましての回答
 - (10) 調査の内容、回答サイト URL を第三者に開示・漏洩する行為
 - (11) その他、当社が不相当と判断する行為
4. 番組モニターは、モニター業務の終了又は当社との契約終了後も、本規約上の義務を守るものとします。

第4条(回答データの取り扱い)

1. 番組モニターによって送信され、蓄積されたデータ(以下「回答データ」といいます)を、当社は、当社の個人情報保護方針に従って利用・管理します。
2. 番組モニターのご承諾がない限り、収集した回答内の個人情報を第三者に提供いたしません。ただし、次の場合を除きます。

- ・当社が情報開示を法的に要求された場合(裁判所の命令、法令上の要請、不正行為その他の犯罪を防止する目的での開示の要求など)
 - ・当社の権利、財産、あるいは当社社員その他の第三者の個人の権利を守るために当社が開示を必要と判断した場合
3. 当社もしくは当社の顧客またはこれらのものに指定された者は、個人情報を除く回答データを自由に利用し、本人の承諾なしに、それらを開示・公表できるものとします。

第5条(謝礼金等)

1. 当社は、本業務及び第3条第1項に定める知的財産権譲渡の対価として、毎月、月額1万円(税込)(以下、「謝礼金」)を、番組モニターが別途指定した金融機関の口座に、振込みます。但し、当社が指定した番組の全部又は一部について当社が番組モニターから回答を締切日までに受領しない場合、当社が正当と認める理由なく回答の全部又は一部に空欄がある場合、誠実に個別業務を実施していないと当社が認める場合、又は番組モニターが本規約に違反した場合、当社は、謝礼金を支払う義務を負いません。
2. 前項にかかわらず、当社は、当社が謝礼金の支払義務を負わないと判断する場合でも、番組モニターの個別業務実施の状況を考慮し、当社の自由な判断で、番組モニターに対し、個別業務及び知的財産権譲渡の対価として相当な金額と判断する金額を支払うことがあります。疑義を避けるために付言すると、この場合であっても、番組モニターは、当社に対し、謝礼金の全部又は一部を請求することができる権利を取得するものではありません。

第6条(その他)

1. 当社は、番組モニターが本規約の一に違反したと判断した場合、事前の通知、催告を行うことなく、直ちに番組モニターとの契約を解除することができます。疑義を避けるために付言すると、契約が解除された場合、申込時に予定されていたモニター(契約)期間末日が経過していない場合であっても、解除日の属する暦月以降の当社の謝礼金支払義務は発生しません。
2. 番組モニターと当社との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。